

学校設置者 殿
施設設置者 殿

東京都保健医療局長 雲 田 孝 司
(公印省略)

令和6年度結核予防費都費補助事業の実施について（通知）

平素から、都の結核予防対策の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、令和6年度における結核の定期健康診断に要した費用について、私立学校等結核予防費補助金交付要綱により、補助事業を実施いたしますので、下記のとおり通知します。
なお、申請に当たっては、本通知及び記入上の注意等を御確認ください。

記

1 提出書類

※本年より、電子申請ツール jGrants（J グランツ）による申請を開始いたします。
郵送での提出または jGrants（J グランツ）による提出のいずれかでご申請ください。

申請様式等詳細については、東京都保健医療局ホームページをご確認ください。
URL : <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/kekaku/hojokin.html>
(URLが開けない場合は、「東京都 結核予防費」で検索ください。)



2 提出期限

令和6年9月24日（火曜日）（郵送の方は必着）
（期限後の提出は一切受理しません）ので、期限は厳守願います。）

3 書類作成上の注意事項

(1) 申請者

- ア 申請者は、学校及び施設の設置者です。
- イ 同一設置者が、東京都内に数か所の学校又は施設を経営している場合は、取りまとめて申請してください。
- ウ 設置者が法人の場合は、法人名と代表者（理事長）名を連記してください。
また、設置者が個人の場合は個人名を記入してください。
- エ 設置者以外の者が申請する場合は、委任範囲を明記した委任状を添付してください。

(2) 補助対象

ア 補助対象となる健康診断

東京都内に設置する学校又は施設が行う、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）により規定された**結核の定期健康診断（エックス線撮影を行わない一般の健康診断は対象とな**

りません。)

※ **健康診断を外部に委託する場合、健診実施機関に対して「結核の定期健康診断」であることを確実に伝達していただくようお願いいたします。**

イ 補助対象となる方

補助の対象となる定期の健康診断の回数は、各年度につき1回/人です。

(ア) 学校等の場合

大学(大学院を除く。)、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が1年未満のものを除く。)の学生又は生徒で当該年度に入学したもの。

(※新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって、前年度の入学生で入学年度に健康診断を行うことができなかったものについては、今年度は補助対象外となりますので、ご注意ください。)

(イ) 施設等

当該年度65歳以上の方(健診時64歳の場合、当該年度に65歳になる方は対象)

ウ 補助対象外の場合

(ア) 受診者から費用を徴収した場合

(イ) 経費の全額を寄附金等で充当した場合

(ウ) 入学予定者等に対して、健康診断を前倒しで前年度の3月に実施した場合

(エ) 「学校の教職員」又は「施設の職員」に対する健康診断

エ 八王子市内に所在する学校、施設について

八王子市は中核市のため八王子市内に所在する学校、施設に対する補助は八王子市が実施します。詳細は八王子市にお問い合わせください。

(3) 申請書等の作成

ア 使用する印鑑

交付申請、実績報告、請求及びその他、この補助金の手続に用いる印鑑は全て同一のものを使用してください。法人の場合は印鑑登録されている理事長印を使用し、法人以外についても、印鑑登録されている個人印を使用してください。

また、支払までに法人代表者名などに変更がある際には、印鑑証明書等を改めて御提出いただく必要がありますので、下記担当まで御連絡ください。

なお、電子申請ツール jGrants (J グランツ) での申請の場合は、印鑑は不要です。

イ 申請書等の保管

記入した申請書類については複写等により保管していただき、提出後の問合せ等に応じられるように御準備ください(添付書類も含まれます。)

4 消費税の仕入税額控除の規定について

今年度より消費税の仕入税額控除の規定を追加しています。詳細については、交付確定時にご案内いたしますが、仕入税額控除の該当の有無に関わらず、税務署への消費税の確定申告後、報告書を提出いただくこととなりますので、ご注意ください。

5 電子申請ツール jGrants (J グランツ) による手続について

今年度より、電子申請ツール jGrants (J グランツ) による手続を導入いたします。申請にあたっては、事前にアカウント取得(2週間程度要する見込みです)が必要となりますので、ご注意ください。

※なお、今年度については、従来通りの紙面での申請も可能です。

6 その他

学校設置者及び施設設置者が健康診断を行ったときは、感染症法第53条の7の規定により報告する義務がありますので、速やかに学校及び施設所在地の最寄りの保健所に「結核健康診断実績報告」により報告してください（この報告は、東京都保健医療局宛てに送付する必要はありませんので、御注意ください。）。

【問合せ先・提出先】

東京都 保健医療局 感染症対策部 防疫課 結核担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 30階南側

電話番号：03-5320-4483 ファクシミリ番号：03-5388-1432